

令和5年度第2回松江市消費者教育推進地域協議会 議事録

開催日程:令和5年11月17日(金)10時00分から11時00分まで

開催場所:松江市役所 第2常任委員会室

出席委員:(学 識 経 験 者)多々納委員、福頼委員、長坂委員

(教 育 関 係 者)伊達委員、吉野委員、兼折委員、木井委員、
清水委員

(消 費 者 団 体)小澤委員

(事 業 者 団 体)仙田委員

(公 募)瀬崎委員

欠席委員:(教 育 関 係 者)森脇委員

(消費生活センターその他の市の関係機関)豊島委員

事務局:小松原市民部長、石倉市民部次長(消費・生活相談室長)、

錦織消費・生活相談室係長、目黒消費・生活相談室主任主事

(オブザーバー)桑原こども子育て部次長、後藤学校教育課長

■議題

(1)令和5年度「第2次松江市消費者教育推進計画」の取り組みについて

資料1 資料2 資料3

(2)悪質商法対策ゲームⅢの紹介

資料4

■議事

1.開会

【石倉市民部次長(消費・生活相談室長)】

消費・生活相談室の石倉でございます。予定の時刻となりました。ただいまより「令和5年度第2回松江市消費者教育推進地域協議会」を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の議事は、お配りしております次第のとおりでございますが、11時00分までの1時間で会議を終了したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたり、市民部長の小松原よりごあいさつを申し上げます。

2.市民部長あいさつ

【小松原市民部長】

市民部長の小松原でございます。本日はお忙しい中、「令和5年度第2回松江市消費者教育推進地域協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃より皆さまにおかれましては、松江市の消費者行政の推進において大変お世話になっておりますこと、

厚くお礼申し上げます。

さて、近年の消費者を取り巻く社会環境は、少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展などに伴い、大きく変化しております。

そうした中で、今年度の松江市消費・生活相談室に寄せられる消費生活相談の状況ですが、新型コロナウイルス関連の相談が減少傾向にあるとみられることから、昨年度の同時期に比べ、約30件減少しています。相談内容は、SNSを通じた通信販売や副業勧誘に関する相談が多くなっております。デジタル化の加速に伴って増加していると思われるので、その防止のため、出前講座を行う際に具体的なトラブル事例の紹介やその対策方法、注意喚起を行うなど、消費者教育の必要性を強く感じているところです。

消費者教育については、その対象や取り扱う事項が多岐にわたるため、効果が表れるまでには時間はかかりますが、市民の皆さまが被害に遭わず、安心・安全に暮らしていただくためにも、社会を取り巻く環境やデジタル化の進展に対応した消費者教育の推進を着実に実施していきたいと考えております。

今年も残り1か月半となりましたが、引き続き、市報や消費者見守りメールなどを通じて、消費者庁などからの消費者トラブル情報や、島根県警からの特殊詐欺情報などの提供を行いながら、被害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、計画に基づく、今年度の事業の取り組みについて中間報告をさせていただき、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 成立宣言

【石倉市民部次長（消費・生活相談室長）】

ここで小松原は、所用により退席させていただきます。

本日の会議でございますが、一般社団法人島根県私立幼稚園連合会 森脇委員、松江市社会福祉協議会 豊島委員がご欠席の連絡をいただいております。長坂委員と小澤委員がお見えになっておらず、委員13名のうち、9名の出席をいただいております。「松江市消費者教育推進地域協議会 運営要綱」第2条第2項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。それでは、ここからの議事進行は、「松江市消費者教育推進地域協議会 運営要綱」第2条第1項の規定に基づき、多々納会長にお願いいたします。

4. 議事

【多々納会長】

失礼いたします。皆さまおはようございます。本日の協議会につきましては、「松江市情報公開条例」及びそれに基づく「審議会等の公開に関する要綱」の規定により原則公開といたしますが、本日予定されている項目の中で、特に非公開の基準にあてはまるようなものがありますか。

【石倉市民部次長（消費・生活相談室長）】

特に非公開の基準に該当する事項はありません。

【多々納会長】

非公開の基準に該当する事項がないとのことですので、本日の協議会は、公開の取り扱いといたします。では、会議次第にしたがいまして、議事に入りたいと思います。まず議事(1)の「令和5年度松江市消費者教育推進計画の取り組みについて」事務局から説明をお願いします。

【錦織係長】

消費・生活相談室の錦織でございます。

私の方から、「令和5年度松江市消費者教育推進計画の取り組みについて」ご説明します。資料1をご覧ください。

第1回協議会で説明いたしました今年度の主な取組内容について、それぞれの取組状況を、一番右の欄に記載しております。

まず、推進の柱1「効果的な情報発信と啓発活動」では、「市報松江」や「消費者見守りメール」で定期的に情報発信を行いました。また、10月にリニューアルオープンしました中央図書館に、消費者教育に関する図書を貸し出し図書として配架するため、現在、購入図書を選定しているところです。委員のみなさま、おおすすめの図書がありましたら紹介くださいますと大変喜びます。

第2次計画での新たな取組としましては、消費者教育に関する取り組み団体一覧を市内小・中学校、高校、特別支援学校、大学の68校へ配布し、紹介をいたしました。また、松江市公式SNSにより、出前講座、職員研修、消費者教育事業、キッズマルシェ、移動相談室、大学生による消費者教育など、松江市の消費者教育の取組を配信し広報を行いました。

消費者相談窓口に関する情報発信では、消費・生活相談室が相談窓口であることを市役所内のモニターで12月以降配信する予定にしております。

その他、出前講座や各種団体の会などで広報に使用できるよう、消費・生活相談室の紹介チラシを作成しました。資料3をご覧ください。消費・生活相談室で行っている市民相談や出前講座、消費者見守りメールの登録方法などを掲載しております。ご連絡いただきましたら、必要数をお渡ししますので、ぜひ所属の集まりやお知り合いにご紹介いただく際にお使いいただければと思います。

移動相談室については、10月20日に実施された総務省主催の合同行政相談所に参加し、移動相談を行いました。また10月30日には、まるごう川津店にて実施しましたキッズマルシェに併せて移動相談室を開設しました。先ほどご紹介しましたチラシや啓発グッズを150人へ配布し広報や啓発を行い、当日は3名の相談をお受けしました。

次に、推進の柱2「ライフステージに応じた「教育の場」の充実」では、幼児期においては、幼保の職員を対象とした研修を実施し、17名の参加がありました。参加者からは「日々の保育の取組が消費者教育に繋がっていることに気がついた、消費者教育の視点を持って保育にあたるのが大事だと思った」などの感想をいただきました。今後は、情報共有や次回の研修で参加者が増えるよう、研修の様子や参加者の感想を情報提供していきたいと考えております。

また、消費者教育事業として、城西幼保園で幼児向けの消費者教育教材の実践を行っていただきました。教材のひとつ「どっちにする」はリサイクルをテーマにした教材ですが、「子どもたちは、リサイクルや燃やせるゴミという言葉も知っており、区別の仕方がほとんど理解できていた、すぐろくでの問題では、答えに

迷うこともあったが、保育者の声かけにより、みんなで一緒に考える機会となった」との報告をいただきました。

その他、今年度は新たに、幼児期の保護者を対象とした弁護士による研修を松江暁の星幼稚園で実施する予定としております。

次に、資料 1 の 2 枚目をご覧ください。

学校等での取組では、消費者教育事業を、小・中・女子高で 1 校ずつ実施する予定です。いずれも島根県金融広報委員会から講師派遣をしていただき、主に金融教育を行うこととしております。

また、コロナで令和 2 年以降実施できなかった小学生と保護者を対象とした消費者教育では、今年度、島根大学の大学祭の企画「親子で遊ぼう消費者教育!」により実施をしました。大学祭に来られた約 60 組の親子に、キャリアデザインプログラム履修生の大学生のみなさんが「すごろく」や「かるた」などで一緒に遊びながら、みんなで金銭の使い方やリサイクルなどを学びました。保護者からは、「子どもがリサイクルなど意外に知っていて驚いた」「子どもはお金を払って品物を買くと、持っていたお金が減る、無くなるという感覚がなかったので良い機会だった」などの感想をいただきました。

第 2 次計画の新たな取組である島根大学の「キャリアデザインプログラム」の履修生による放課後消費者教育については、第 1 回目として 11 月 8 日に川津児童クラブで実施しました。大学祭での実践を活かし、すごろくのマスに問題を増やしたり、問題の内容を小学生向けに追加するなど教材の改善を行い、実施しました。今後は、12 月・1 月にも実施する予定としております。

地域においては、消費者問題出前講座やキッズマルシェを実施しました。出前講座は、月 2 回を目標にしておりますが、現在のところ平均月 1 回の状況ですので、引き続き、出前講座の宣伝に努めたいと考えております。

一方で、今年度の出前講座は高齢の方の他、商工会議所女性会の事業者の方や、民生児童委員・福祉推進員の高齢者を見守る方、子育て支援センターでの子育て中の方など、幅広い対象の方に実施している状況です。

次に、推進の柱 3「担い手の育成と連携強化」では、小・中・女子高職員を対象とした研修を実施しました。参加者は 9 名でしたが、研修の中で消費者教育教材の「悪質商法対策ゲームⅢ」を体験することで、「知っているようで知っていなかった、知っているつもりになっていた」と知識の再確認ができた感想をいただきました。この教材は、今回の研修の講師をしていただきました公益財団法人消費者教育支援センターが発行している教材ですが後ほど、改めて紹介いたします。

また、教育現場と消費者教育の担い手の連携を促進するため、消費者教育に関する取り組み団体一覧を配布する際に、市が各種団体と教育現場とのコーディネート役となることを市内小・中学校、高校、特別支援学校、大学の 68 校へあわせて広報いたしました。

取組状況の説明は以上でございます。

【多々納会長】

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見等ございませんでしょうか。なお、ご発言の際は、議事録作成のため、マイクでお名前をおっしゃってからお願いします。

【福頼副会長】

消費生活アドバイザー 島根の会の福頼でございます。先ほどの説明の時に松江中央図書館に消費者教育についての図書を購入して配架予定とのこと、何か良い本があればとの話でしたので、一つだけ推薦をしておきたいと思います。

放送大学のテキストなのですが「より良い思考の技法 クリティカル・シンキングへの招待」という本があります。

この本は、今年4月から放送大学で新たに開講された、信州大学の菊池聡先生による放送講義のテキストです。その名前のおりクリティカル・シンキング、これは消費者教育で私たちが獲得すべき獲得目標の一つですが、ものごとを正確に見て、冷静に判断をして意思決定をしていく様々な段階について、放送大学では全15回に分けてじっくり解説をしておられました。私は録画をして、今年の4月から7月にかけて視聴しましたが、非常に面白くて濃い内容でした。

放送大学の授業は45分枠なのでかっちり詰め込むというよりも、わかりやすく興味を引くような内容で、それを補うものとしてのテキストという印象でした。一般の方が手に取って読むには少し歯ごたえのある内容ですけども、あくまで大学学部生レベルのもので、図書館にそれを一つ置いて、消費者教育について考えたいと思った方が手に取って読むには非常に良い本だと思いますのでこれを一つおいていただければと思います。

【多々納会長】

放送大学のテキストなんですね。こちらの本はどこで購入できるのでしょうか？

【福頼副会長】

今井書店でも購入できます。

【多々納会長】

ありがとうございます。

それでは事務局の方でぜひご検討を頂ければと思います。

先日市役所で研修講座をされた、商工会議所の仙田委員お願いします。

【仙田委員】

松江商工会議所女性会の仙田と申します。資料1に書いてありますように先日この会議室で、当日は参加者が47人で、2班に分かれて消費者教育について講座をしていただきました。なかなか1時間の中で、すべてのお話をしてもらうのは難しかったですが、スマホに関するお話をさせていただきました。最後の質問の時間には、「こんなハガキがきた」という実際のハガキをもってこられて、その他の周りの方も「私もきたことがある」というような話をしていました。何かあった時の対処方法を教えてもらうと安心できるので資料3の冊子についても、冊子を見せながら出前講座の際に説明をしていただけるとより良いと思いました。

【錦織係長】

ありがとうございました。今後は冊子の案内もしていきたいと思います。

【多々納会長】

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

【清水委員】

城西幼稚園の清水です。先ほどの説明でもあったのですが、幼稚園では年長の子どもたちが、貸してもらった教材を使って消費者教育についての体験をさせていただきました。ゲームの中で「どれを捨てる?」とか「自転車がパンクしたらどうする?」とか、自分の生活に基づいて、捨てるという子どもや捨てないという子どもがいて、子どもたちのいろいろな考えを聞いたり、保育者も一緒に考える場になったかなと思いました。お店屋さんごっこでもやりとりをしながら物を大切にするとか片付けをするなど考えることもできて、その視点も大事なのでまた引き続きしていきたいと思いました。

【多々納会長】

ありがとうございます。それは参観日の日にされたのでしょうか?

【清水委員】

普段の保育の中で取り組みました。今のお話を聞いて参観日にしてみるもの良いなと思いました。

【多々納会長】

ありがとうございます。

次、乃木公民館の木井委員いかがでしょうか。

【木井委員】

来週の月曜日に乃木公民館でも高齢者を対象に「消費者教育」についての出前講座をします。保護者や、高齢者の方々に、「消費者教育」についての説明をしましたが、「消費者教育」と言っても「何それ?」と言われます。

「消費者教育」とは、特殊詐欺からリサイクルからその他にもいろいろ多岐に渡ってあるのに、皆さんにそういう認識がまったくないです。第2次松江市消費者教育推進計画の冊子を見て、初めて内容が多岐に渡ることがやっとで分かるけど、ほとんどの人が被害に遭った時に、相談窓口があることを知らなかったりするのが現状だと思います。「消費者教育」と聞くと崇高なイメージだけど、何かあったときに助けてもらえたり、予防をするための活動をしているということ、身近に感じられるような宣伝しやすいようなキャッチフレーズなどがあると良いのかなと思います。

【多々納会長】

ありがとうございます。

公募委員の瀬崎委員いかがでしょうか。

【瀬崎委員】

公募委員の瀬崎と申します。先ほど紹介がありましたとおり、先日大学祭にて「親子で取り組む消費者教育」を行いました。66組からアンケートを集め、よかった・まあよかった・ふつう・あまりよくなかった・よくなかった、の5択で回答してもらったのですが、すべての方から「よかった」「まあよかった」の評価をいただきました。自分たちも勉強になりましたし、子どもたちにも喜んでもらえてよかったです。問題が少し簡単なことが課題ですが、この前の川津児童クラブ、来月のこそけん学童保育、再来月もどこかの児童クラブで予定しているので、低・中・高学年それぞれに対応する問題を作成していきたいと思っています。

【多々納会長】

ありがとうございます。

子どもたちも楽しく学べたようですね。

続いて、その他として、「悪質商法対策ゲームⅢの紹介」について、事務局から説明をお願いします。

【目黒主任主事】

消費・生活相談室の目黒です。私の方から「悪質商法対策ゲームⅢ」についてご紹介をさせていただきます。資料4をご覧ください。

8月7日に実施した小学校・中学校・義務教育学校・皆美が丘女子高等学校職員を対象とした消費者教育研修で実際に、先生方に体験をしていただきました。

このすごろくゲームは、成年前後の若者を対象に、消費者として知っておきたい、契約の基本やクーリング・オフ制度、未成年者取消権、消費生活センターの役割などを身に付けることを目的とした教材です。すごろくを進めながら、さまざまな悪質商法の事例やその対処法を楽しく学ぶことができるのが特徴です。

使い方は、通常のすごろくと同様にさいころを振り、出た目の数だけコマを進めます。マスの中には、指定のカードを引く指示があり、引いたカードの問題に答えながら進んでいきます。資料の中央に問題の一例をのせていますが、現物をお持ちしましたので、ご興味のある方はお帰りの際ぜひ手に取っていただければと思います。

学校の授業だけでなく、契約やお金に関する問題を扱った教材として、成人対象の講座でも活用することができますので、貸し出しの希望がある団体がございましたら、お気軽にお申し付けください。

説明は以上です。

【多々納会長】

ありがとうございます。

貸し出しはいくつありますか？

【目黒主任主事】

4セット用意しています。

【多々納会長】

ありがとうございます。

伊達委員いかがでしょうか。

【伊達委員】

小学校校長会の伊達と申します。8月7日の研修会の中で先ほど説明のあった「悪質商法対策ゲームⅢ」の体験をしました。大人3人で、非常に盛り上がりました。資料の中に問題が出ていますが、こういったトラブルの書かれた問題があり、意外と知っているようで知らない問題があり、勉強になる教材でした。

小学生でも高学年くらいならできると思います。

【多々納会長】

ありがとうございました。

何人くらいで遊べるのでしょうか？

【目黒主任主事】

4～5人で遊ぶことができます。

【多々納会長】

1クラス多いところでは何人くらいでしょうか？

【後藤学校教育課長】

多いところで40名です。

【多々納会長】

貸し出しの数を増やしてもらえると学校の授業でも使いやすいですね。

【目黒主任主事】

先日ちょうど中学校から貸し出しの依頼があったところで、当室の中でも今後貸し出しの依頼が増えることを考えて追加購入も検討しているところです。

【多々納会長】

ありがとうございます。ぜひ検討をしていただけたらと思います。

その他いかがでしょうか。

【瀬崎委員】

公募委員の瀬崎と申します。

次回の児童クラブの活動で、中・高学年向けの問題を作成しないといけない中で、こういったゲームがあることを初めて知ったので、参考にさせて頂ければと思いました。

【多々納会長】

ありがとうございます。そうですね、ぜひ参考にしてみただけたらと思います。

吉野委員お願いします。

【吉野委員】

中学校校長会の吉野です。

消費者教育は、中学校では技術・家庭科の授業で取り上げていまして、各学校で学ぶ時期が異なります。八雲中学校では中学3年生の1学期にしています。

先ほどの、議事1の資料2の「消費者見守りメール」ですが、タイムリーな事例がたくさん配信されるのでとても有効だなと思います。内容が良く、メール受信する人たちのためになると思うので、登録者が増えると良いなと思います。

【多々納会長】

ありがとうございます。

現在登録者はどのくらいですか？

【錦織係長】

現在は約4200人です。

【多々納会長】

メールの登録方法の記載のあるものがあるのでしょうか？

【錦織係長】

資料3の中に登録方法を記載しています。

【多々納会長】

出前講座のときに配るだけでなく一緒に登録をしてあげるのも良いかもしれませんね。

長坂委員お願いします。

【長坂委員】

弁護士会の長坂です。私は出前授業の講師を島根県でしていて、その都度教材の内容を考えたりしているのですが、今日紹介していただいたすごろくゲームもおもしろそうで使い勝手が良さそうだと思います。作成元の消費者教育支援センターを検索してみるとその他にも教材がありそうで、講師の立場からするとこういう教材が用意されているのは良いなと思いました。

【多々納会長】

ありがとうございました。

対象年齢によって分けられているのでしょうか？

【錦織係長】

「悪質商法対策ゲームⅢ」に関しては成年年齢の引き下げに対応した教材で以前のものよりバージョンアップしたのになっています。対象は成年年齢前後の若者ですが、説明にもありましたとおり成人の方も使っていただけるゲームになっています。

【多々納会長】

ありがとうございました。

次に小澤委員お願いします。

【小澤委員】

松江市消費者問題研究会の小澤です。

「消費者教育」という言葉は難しく、まだ浸透していない印象もありますけど、SDGsも今や毎日のように聞く言葉になりました。ある程度浸透するまでには、年月が必要なのかもと思います。

消費者問題は自分や周りの人が当事者になって初めて自分のこととして考え、初めて情報を集めたりするものですから、消費者見守りメールや広報で常に発信していかないといけないなと思います。

子どものころから消費者教育に取り組むことも大事だと思います。資料3はコンパクトにまとめてあるので、家のすぐわかるところにおいておくの良いと思います。

【多々納会長】

ありがとうございます。

全体を通して何かご意見等はございませんか。

ないようですので、以上で議事を終了します。ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

【石倉市民部次長(消費・生活相談室長)】

皆さま方、活発なご議論をいただき、ありがとうございました。また、多々納会長におかれましては、円滑な議事進行をしていただき、誠にありがとうございました。

今日委員の皆さまからも様々な意見を頂戴したと思いますが、やはり我々の説明の仕方、見せ方、PRの仕方などそのあたりを工夫しないと、先ほど木井委員からもそもそも、「消費者教育」という単語自体が難しいという指摘がありましたし、どなたでも、どの世代でも、わかりやすいということ意識しながら、啓発に努めていきたいと思っています。

教材についてですが、さきほどのすぐろくについては現在4セットしか用意がないので、追加購入を前向きに検討したいと考えております。最大でこのくらい的人数で使いたいなど要望があればおっしゃっていただけたらと思います。長坂委員からも紹介がありましたが、この教材は「成年年齢引き下げ」についてのもので、その他の年齢を対象としたものも事務局側で調べて、委員の皆さまを筆頭に、市民の皆さまにも使いやすいような、活用しやすいものを積極的に取り入れていきたいと思っておりますのでご意見を頂戴できればと思います。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の後、委員の皆さま全員に送付いたしますので、発言内容等についてご確認をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、「令和5年度第2回松江市消費者教育推進地域協議会」を終了いたします。本日はありがとうございました。